

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇教委告示 昭和二十九年年度県立高等学校入学者選抜 実施要綱

- 昭和二十九年年度県立高等学校入学者選抜実施
細則
- 昭和二十九年年度県立高等学校入学者選抜学力
検査実施要綱
- 昭和二十九年年度県立高等学校入学選抜学力
検査実施細則
- 昭和二十九年年度学区外高等学校入学志願者取
扱要綱
- 昭和二十九年年度県立高等学校入学志願者中
所属学区の認定を要する者の取扱要項
- 昭和二十九年年度県立高等学校外志願者の取
扱要項

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四号

昭和二十九年年度県立高等学校入学者選抜実施要綱を次の通り定める。

昭和二十九年二月九日

鳥取県教育委員会

昭和二十九年年度県立高等学校入学者選抜実施要綱

昭和二十九年年度県立高等学校の全日制課程、及び定時制課程の第一学年生徒並びに別科生徒の入学者選抜実施要綱は次の通りである。

一 各高等学校の募集生徒数

各高等学校の課程別募集生徒数は別に示す。

二 出願資格

県立高等学校に入学を出願するものは、左の各号の一に該当するものとする。

1 中学校第三学年に在学し昭和二十九年三月卒業見込の者

2 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者

- 3 その他高等学校において中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者

三 出願手続

- 1 志願者は県立高等学校通学区制に従わなければならない。
- 2 通学区は志願者が生活と共にする保護者(親権者又は後見人)の居住地を以て決定し志願者の單獨寄留等は認めない。但し特別の事情により学区外の高等学校へ入学を志願する者及び学区の認定を要する者並びに県外志願者については別に定める所により出願しなければならない。
- 3 志願者は希望により第一志望校の外に、他の学校及び課程を第二志望校として選択し出願することができる。但し同時に二以上の学校を第一志望校として併願することはできない。
- 4 志願者は入学志願書(用紙は教育委員会所定のもの)に所定の事項を記入の上次に掲げる入学選抜手数料(額に相当する鳥取県収入証紙をはつて出身学

校長を経由し出願期間内に第一志望校の校長に提出しなければならない。但し二月二十七日付消印のある郵送の出願書類は有効とする。

入学選抜手数料 二百円

- 4 第一志望校の県出納員は入学選抜手数料を受領したときは志願者に領收書を交付しなければならない。
- 5 出身学校長は出願期間内に第一志望校の校長へ報告書(用紙は県教育委員会所定のもの)を提出しなければならない。

四 出願期間及び受付場所

- 1 出願期間 昭和二十九年二月二十日から二月二十七日まで
但し日曜日を除き毎日九時から十七時までとする。

五 受付場所 各第一志望校

- 1 高等学校においては出身学校長からの報告書と学力検査成績とを総合勘案して選抜を行う。

- 2 前項の学力検査成績は別に定める昭和二十九年

県立高等学校入学選抜学力検査管理委員会が実施する学力検査の成績とする。

- 3 身体検査は実施しない。但し工業科、水産科の課程にあつては色盲色弱及び実習教育の履修が著しく困難と認められる機能障害者の入学は許可しない。

六 入学許可者発表

期日 昭和二十八年三月十六日 十二時
場所 各志望校

七 注意事項

- 1 入学志願書は各高等学校に準備してある。
- 2 報告書は県教育委員会の各支所に準備してある。
- 3 本要綱に関する質疑は最寄りの高等学校において行うこと。
- 4 既納の入学選抜手数料は還付しない。

鳥取県教育委員会告示第五号

昭和二十九年鳥取県立高等学校入学選抜実施細則を次の

通り定める。

昭和二十九年二月九日

鳥取県教育委員会

昭和二十九年鳥取県立高等学校入学選抜実施細則

一 出願手続

- 1 志願者が保護者と同居し、その居住地から学区を異にする中学校に通学している場合は出願の際左記の書類を添えて提出しなければならない。

(一) 保護者と同居の居住証明書

(二) 現に保護者の居住地に同居し通学している旨の中学校長の証明書

- 2 県教育委員会から学区外高等学校入学志願許可書或は所属学区認定書及び県立高等学校県外志願者出願許可書の交付を受けた者はそれを出願の際入学志願書に添えて提出しなければならない。

二 入学許可者の選考

- 1 報告書は学習成績の発達記録、個人的、社会的、

公民的發達記録、職業的發達の記録及びその他必要と認められる事項を総合して判定評価する。

2 選抜に当つては総て県内志願者を優先的に取扱う。

三 色神検査及び機能検査

工業科、水産科の志願者(第一志望の者を含む)に対してはそれぞれ第一志望校において学力検査終了後色神検査及び機能検査を行う。

四 第二志望校の校長への選抜資料の提出

1 期 日 昭和二十九年三月十五日 十時

2 場 所 東部地区 鳥取西高等学校

中部地区 倉吉東高等学校

西部地区 米子西高等学校

鳥取県教育委員会告示第六号

昭和二十九年年度県立高等学校入学選抜学力検査実施要綱を次の通り定める。

昭和二十九年二月九日

鳥取県教育委員会

昭和二十九年年度県立高等学校入学選抜学力検査実施要綱

一 趣 旨

昭和二十九年年度鳥取県立高等学校全日制課程及び定時制課程の第一学年生徒並びに別科生徒の入学選抜資料とするため本学力検査を行う。

二 出願手続

1 本検査の出願手続は昭和二十九年年度県立高等学校入学者選抜実施要綱所定の出願手続を以てこれに代える。

2 出願手続を完了せる者に対して第一志望校の校長は受検証(用紙は県教育委員会所定のもの)を交付する。

三 検査科目

中学校の全必修科目について行う。即ち国語(習字を除く)社会(日本史を含む)数学、理科、音楽、図画工作、保健体育、職業家庭の八科目とする。

四 検査日時

検査は昭和二十九年三月十二日午前九時三十分から一日間県下一せいに実施する。

五 検査会場

検査会場は各県立高等学校に設置する。

受検者は第一志望校に設置せられる会場に於て受検するものとする。

六 学力検査管理委員会

1 本検査を実施するために県教育委員会事務局学事課内に昭和二十九年年度県立高等学校入学選抜学力検査管理委員会(以下「管理委員会」という。)をおく。

2 管理委員会は教育長を委員長とし、県教育委員会事務局職員及び公立学校の校長、教職員の中から任命委嘱された委員を以て構成する。

3 管理委員会は左の事務を行う。

イ 庶務 各会場及び委員との連絡、検査問題模範解答例の印刷配布、検査に要する経費の処理、その他何れにも属しない事項

ロ 問題作成 検査問題案及び模範解答例並びに採点基準の作成

ハ 会場 受付、会場準備、検査実施及び終末処理

ニ 採点 答案採点、学力検査成績簿作成、送付

4 問題作成委員会で問題案を作成し、問題案の中から管理委員長が最終決定を行う。

5 学力検査成績簿は管理委員会において保管する。

6 学力検査の成績は原則として公表しない。

七 注意事項

受検者は学力検査当日必ず受検証を携行し、受検中机上に置くこと。

鳥取県教育委員会告示第七号

昭和二十九年年度県立高等学校入学選抜学力検査実施細則を次の通り定める。

昭和二十九年二月九日

鳥取県教育委員会

昭和二十九年年度県立高等学校入学選抜学力
検査実施細則

一 受検証

1 第一志望校の校長は入学志願書の受付番号、志願者氏名を受検証に記入して交付する。

2 受検証の裏面に受験者心得を高等学校毎に印刷する。

二 学力検査の時間配当

第一時限 九時三〇分—一〇時〇〇分(九〇分)

休憩 二〇分

第二時限 一一時二〇分—一二時五〇分(九〇分)

中食休憩 (五〇分)

第三時限 一三時四〇分—一五時一〇分(九〇分)

三 学力検査管理委員会の構成

1 委員長 教育長

2 庶務委員 長学事 学事課主事 若干
課長

3 問題作成 長指導調 指導調査課主事 若干
委員 査課長 高校中学校事務局長職員四十人

4 会場委員

長学事 学事課主事 若干
課長 各高等学校長及び所属職員 若干

但し各会場責任者は当該高等学校長とする

5 採点委員

長指導調 指導調査課主事 若干
査課長 各高等学校長及び所属職員 若干

但し各会場の採点責任者は当該高等学校長とする

四 問題作成委員の構成

各科目 高等学校教員二人、中学校教員二人、事務局職員一人、計五人

五 学力検査問題

1 出題方針

(一) 中学校の教育方針に反しないものであること

知識偏重に陥り記憶のみに頼り従つて特定の準備を必要とするようなものは避けること

(二) 既習の学力を看るのみでなく將來の能力をも看ることのできるものであること

志願者の創造的能力、批判力、思考力を検査できるものであること

(三) 中学校の学習指導要領を基準として作成し、特定の書物から出題しないこと、及びどのような地域でも教師が取扱うことのできる資料を使つて出題すること

(四) 採点を公平にすることができるとのこと
採点者の主観によつて採点する部分ができるだけ少く且つ細部にまで絶対値のものであること
採点の事務処理を円滑にするものであること
実施のために特別の施設器具材料を要しないものであること

2 検査科目の時間配当

国語、社会、数学、理科 各四十五分

音楽、図画工作、保健体育、職業家庭各二十二、五分

鳥取県教育委員会告示第八号

昭和二十九年度学区外高等学校入学志願者取扱要項を次の通り定める。

昭和二十九年二月九日

鳥取県教育委員会

昭和二十九年度学区外高等学校入学志願者
取扱要項

一 学区外高等学校入学志願の許可を要する者

県立高等学校入学志願者にして左の各号の一に該当し他学区の高等学校入学を志願する者は本要項の定める所により許可を受けなければならない。

1 本年五月三十一日までに確実に保護者と共に他学区に居住地を変更する場合

2 通学距離、学資支弁者の関係その他眞に己むを得ない事情により他学区の近親者等の住所に單獨寄留する場合

二 許可願の手續

1 前項各号により学区外高等学校入学志願の許可を受けようとする者は、別記第一号様式の願書に出身学校長の証明書及び次の資料を添えて県教育委員会(学事課)に提出しなければならない。

添付資料

(一) 前項第一号該当の場合

イ 事情を証するに足る書類

(二) 前項第二号該当の場合

イ 近親者の居住証明書

ロ 親族関係の証明書

ハ 近親者の同居承認書

ニ 特別事情を証するに足る書類

2 願書の提出期間は二月十二日から二月二十二日までとする

三 許可書の交付

県教育委員会は審査の結果、願書記載の事実が真実であり且つ眞に得むを己ない事情によるものであることを認めた場合には別記第二号様式により許可書を交付する。

四 学区制の適用を忌避する目的を以て虚偽の事実を出願している事が判明した場合は、入学許可後と雖も所属学区の高等学校へ転校させる事がある。

第一号様式

学区外高等学校入学志願許可願

現住所 (小学校区)

保護者 何某 続柄

本人 氏 名

生年月日

右の者学区外高等学校に入学志願致したく思いますので御許可下さるよう左記事情を証するに足る書類を添えて御願ひ致します。

記

一 保護者現住所

二 出身学校

三 指定高等学校

四 志望高等学校及び課程

五 特別事情の説明(具体的に記入のこと)

昭和二十九年 月 日

本人 氏 名 印

保護者 氏 名 印

鳥取県教育委員会殿

前記の事情に相違のないことを証明致します。

昭和二十九年 月 日 出身学校長 印

第二号様式

学区外高等学校入学志願許可書

出身学校

氏 名

右の者学区外高等学校の入学出願を左記の通り許可する。

記

一 志望高等学校及び課程

昭和二十九年 月 日

鳥取県教育委員会

鳥取県教育委員会告示第九号

昭和二十九年度県立高等学校入学志願者中所属学区の認定を要する者の取扱要項を次の通り定める。

昭和二十九年二月九日

鳥取県教育委員会

昭和二十九年年度県立高等学校入学志願者中所属

学区の認定を要する者の取扱要項

一 所属学区の認定を要する者

県立高等学校の入学志願者にして己むを得ない事情により現在両親が異なる学区に別居し、志願者が高校進学に伴い、同居していない側の保護者の居住地を所属学区として希望する場合は、本要項の定める所により所属学区の認定を受けなければならない。

二 認定願の手続

1 所属学区の認定を受けようとする者は、別記第一号様式の願書に、出身学校長の証明書及び次の資料を添えて県教育委員会(学事課)に提出しなければならぬ。

添付資料

(一) 保護者の居住証明書

(二) 別居の理由を証するに足る書類

2 願書の提出期間は二月十二日から二月二十二日までとする。

三 認定書交付
 県教育委員会は審査の結果、願書記載の事実が真実であり且つ眞に己むを得ない事情によるものであることを認められた場合には別記第二号様式により認定書を交付する。

四 学区制の適用を忌避する目的を以て虚偽の事実を出願している事が判明した場合は、入学許可後と雖も所属学区の高等学校へ転校させる事がある。

第一号様式

所属学区認定願
 現住所 (小学校区)
 保護者 何某 続柄
 本人 氏 名
 生年月日

右の者の所属学区を認定して下さるよう左記事情を証するに足る資料を添えてお願い致します。

記

一 保護者現住所
 二 出身学校
 三 旧所属学区
 四 新所属学区
 五 特別事情の説明(具体的に記入のこと)

昭和二十九年 月 日
 本人 氏 名 印
 保護者 氏 名 印

鳥取県教育委員会殿
 前記の事情に相違のないことを証明致します。

昭和二十九年 月 日
 出身学校長 印

第二号様式
 所属学区認定書
 出身学校 氏 名

右の者の所属学区を左記の通り認定する。

記

一 所属高等学校区
 昭和二十九年 月 日
 鳥取県教育委員会

鳥取県教育委員会告示第十号
 昭和二十九年度県立高等学校県外志願者の取扱要項を次の通り定める。

昭和二十九年二月九日
 鳥取県教育委員会

扱要項
 昭和二十九年度県立高等学校県外志願者の取扱要項

一 県立高等学校の県外志願者とは鳥取県公立中学校の出身者(卒業見込者を含む)にして鳥取県内に保護者(親権者又は後見人)と共に居住している志願者以外の志願者をいう。県外志願者の県立高等学校の入学志願書の受付は左の場合を除き原則として許可しない。

二 入学出願を許可する場合

1 特定の地域を指定して次表の通り入学出願を許可する。此の場合鳥取県教育委員会(以下「県教育委員会」という)発行の許可証を必要としなす。

県名	指定地域		許可学校
	郡	町	
兵庫	美方郡	浜坂町、温泉町、西浜村、八田村、大庭村、照來村	鳥取高校
岡山	苫田郡	阿波村、上加茂村、加茂町、新加茂町	智頭農高
岡山	眞庭郡	八束村、川上村、中和村	倉吉東高、倉吉西高、倉吉農業高
岡山	阿哲郡	新郷村、干屋村	日野産高
島根	八束郡	美保関町、片江村、森山村	境水産高

2 その他の県外志願者にして左の各号の一に該当する者は別記第一号様式により県立高等学校県外志願者出願許可願に出身学校長の証明書及びこれを証するに足る資料を添えて県教育委員会に提出しなければならぬ。

- (イ) 鳥取県内に保護者と共に居住地を変更し、引続き従前の中学校に通学している者。
- (ロ) 本年五月三十一日までに確実に、保護者と共に鳥取県内に居住する者。
- (ハ) 学資支弁者その他特別の事情により高校進学に伴い己むを得ず鳥取県内の近親者等の居住地に單獨寄留する者。
- 三 許可願の提出期間は二月十二日から二月二十二日までとする。
- 四 県教育委員会は、審査の結果願書記載の事実が真実であり且つ事情己むを得ないものと認められるものについて別記第二号様式により出願許可書を交付する。
- 五 県外志願者(指定地域の志願者が許可学校に出願する場合を除く)は出願の場合入学志願書に県教育委員会発行の県立高校県外志願者出願許可書を添えて提出しなければならない。
- 六 県外志願者が虚偽の事実を出願している事が判明した場合に入學許可後と雖も入學を取消すことがある。

第一号様式

県立高等学校県外志願者出願許可願

現住所 保護者 何某 続柄 本人 氏 生年月日 名

右の者鳥取県立 高等学校 課程の入学出願を許可して下さるよう左記事情を証するに足る資料を添えてお願い致します。

記

一 保護者現住所

二 出身学校

三 特別事情の説明(具体的に記入のこと)

昭和二十九年 月 日 本人 氏 名 印 保護者 氏 名 印

鳥取県教育委員会殿
前記の事情に相異のない事を証明致します。

昭和二十九年 月 日 出身学校長 印

第二号様式

県立高等学校県外志願者出願許可書

- 一 現住所 県 市郡 町村 番地
- 二 居住予定地 鳥取県 市郡 町村 番地
- 三 出身学校 県 市郡 町村 中学校卒業 第三学年
- 四 氏名

審査の結果事情己むを得ないものと認め左記の通り県立高等学校の入学出願を許可する。

記

一 学校名 鳥取県立 高等学校 課程

昭和 年 月 日 鳥取県教育委員会

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發

刷 行 鳥 鳥
取 取 取 取
所 者 縣 縣
鳥 鳥 鳥 鳥
取 取 取 取
市 市 市 市
取 東 東 東
町 町 町 町
縣 縣 縣 縣
印 取
刷 取
所 縣

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。

本県においては県民の皆様の日常生活に
関係ある重要な条例、規則、規程等をこの
公報に登載して公布しております。

国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み
ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日

講讀料(実費) 一箇月100円 一箇年1,200円

申込先 鳥取県総務部総務課